

第558号

2014年3月14日

補正定数廃止は標準法違反だ

東学

東京都学校事務職員労働組合

東京都新宿区高田馬場3-14-14

03-3367-6783

東学Web : <http://tougaku.net/>

少なくとも教員と同等にひどい

東京の学校事務職員の“心の病”

～平成24年度公立学校教職員の人事行政の状況調査(文部科学省)より～

1. かねてからの課題

以前から東京の学校事務職員の心の病の率は、教員より多いと言われていた。その対策を考えるため、都教委に対して人数等の数字を示すように要求してきたが、数字がないとして断られてきた。東京の教員の心の病は、全国的に見ても特に高いと言われているが、それを上回ると思われる学校事務職員の心の病の問題を解決していくためには、まず現状の把握が必要だが、都教委は協力的とは言えない。そのため東学としてはこれまでは組合員の個別問題対処に終始して来ざるをえなかった。

2. 東京の学校事務職員—全国最悪クラスか？

文科省の調査報告は、公立学校すべてが一括りで、かつ事務職員等(事務職員と栄養士)での括りであるため細かい部分まではよくわからない。しかし事務職員等の休職者48名に対して教員は466人。人数は、教員が事務職員等の10倍いるが、率は事務職員等と教員はほぼ変わらない。東京の教員は心の病が多いとしてマスコミにもよく取り上げられるが、それすら上回るかもしれない東京の学校事務職員は、公務員の中でも全国最悪クラスかもしれない。

3. 教員との差別政策？

文科省の調査で、今回初めて事務職員等の心の病を対象とした。そのため我々も参考となる数字を見ることができたわけだが、東京の学校事務職員の率が高いことは都教委も知っているはずのことだ。それにもかかわらず、具体的な対策はとられてこなかった。

今回の調査で、都道府県と政令市の復職支援プログラムについても調査が行われているが、多くの自治体では教員と学校事務職員等で差をもうけてはいない。その中ではっきりと教員と事務職員等で差をもうけている都教委は特異な存在といえる。

都教委は、教員の心の病に対しては世間で騒がれていることもあり、勤務軽減や公費による保険加入等それなりの対策をとるが、事務職員に対しては制度としての対策はほとんど考えていない。この問題は病が起きてしまってからではなく、起きる前からの対策が重要である。問題の解決のためには、都教委が一方向的に説明もなく政策を決めていく方式を改め、組合とも真摯に話し合い、問題を解決していくよう姿勢を改めるべきだろう。

高校授業料無償制への

所得制限導入を検証する

高校授業料無償制への所得制限導入は「子どもを社会全体で支える」理念の放棄

2014年4月入学の高校1年生から高校無償化制度が改悪され所得制限が導入される。現在の制度（公立高校不徴収、高校等就学支援金支給）は、2009年「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」との理念のもと民主党政権で実現し、経済的理由の中途退学者の大幅な削減や1979（昭和54）年の締結以来留保をしてきた国際人権規約A13条2「(b) 諸々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつすべての者に対して機会が与えられるものとする。」及び(c)「高等教育・・・」部分の留保撤回を果たしたなど大きな成果を残し2010年4月から4年間経過した。しかし、衆議院で「法施行3年後の見直し規定」が修正追加され、政権交代に伴い所得制限導入と公立高校の不徴収が廃止され、私立高校等対象の就学支援金制度に一本化された。

不公平な所得税制度に基づく課税額による審査・・・・・・・・1円の差で不支給

税所得割額が30万4200円未満（所得910万円未満）が支給対象となる。1円でも超えれば不支給となる。

所得制限の基となる所得税課税については、

以前から「クロヨン」（9：6：4）問題として就業形態の違い（給与所得、事業所得、農業等所得など）による所得の捕捉率に差があり不公平であると言われている。また、名目所得額と可処分所得とはそれぞれの世帯状況で一致しない。兄弟あるいは保護者自身が大学等での高額な奨学金の返済をしている、バブル時の高額な住宅ローンの返済を続けているなど、子供の困窮度とも一致しない。ましてや前々年・前年の所得額による支給・不支給の判定には、多くの矛盾がある。

膨大な個人情報（住所・世帯状況・所得・金融機関口座等）が民間事業者に蓄積される。

今回所得額審査のために、高校生の約8割の世帯の所得把握のための課税証明書・生活保護受給証明書等の家庭の経済状況を示す膨大な書類が学校に提出される。その後の所得審査等の事務がどのように行われるかは、自治体によって違いが出るものと思われる。東京都では、所得審査等を授業料徴収システムの開発・運用支援等をしている「みずほ情報総研（株）」に委託され、すべての書類が委託先に提出され、データの取込、審査、結果一覧作成、申請者への認定・不認定結果通知送付まで行う事となっており、住所・氏名・所得状況等の情報が一体となって民間事業者に蓄積される。また、提出書類は、審査業務終了後学校に返却になり各学校で5年間保管となるが、本庁（教育庁）では、PDF化したデータを保管する予定となっており、無償化以前の授業料免除制度時とは違い、プライバシー保護の観点からも多くの不安が残る事となった。